

# 令和5年度 墨田区立菊川小学校 いじめ防止基本方針

令和5年4月1日

## 1 いじめ問題への基本的な考え方

- (1) いじめを生まない、許さない学校づくり  
(いじめに関する児童の理解を深める)
- (2) 子供からの声を確実に受け止め、子供を守り通す  
(子供をいじめから守り、子供のいじめ解決に向けた行動を促す)
- (3) 教員の指導力の向上と組織的対応  
(学校一丸となって取り組む)
- (4) 保護者・地域・関係機関との緊密な連携  
(地域社会総がかりで取り組む)

## 2 学校及び教職員の責務

教職員は保護者・関係機関との連携を図りつつ、学校全体でいじめ防止及び早期発見に取り組む、児童がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する職責を有する。

## 3 いじめ防止等のための組織

### (1) 学校いじめ対策委員会

#### ① 設置の目的

学校は、当該学校におけるいじめ防止の未然防止における指導・早期発見・早期対処のための調査を行う組織として「学校いじめ対策委員会」を置く。

#### ② 所掌事項

本委員会は、次の事項について協議する

ア いじめ未然防止に関すること

イ いじめの発生を認知した場合の具体的対策

ウ 家庭及び関係機関との連携

#### ③ 会議

校内委員会の中に組織を置き、毎月1回、定例会議（常設委員会）を行う。

#### ④ 委員構成

校長、副校長、生活指導主任、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、その他校長が必要と認める者

(いじめ・不登校対策担当教員、保健主任、特別支援コーディネーター等も含む)

### (2) 学校サポートチーム

#### ① 設置の目的

学校は、児童の問題行動への対応において、保護者、地域住民、関係機関と迅速かつ適切に連携・協力できるサポート体制を確立し、児童の健全育成を図るとともに、いじめ防止対策推進法で規定する学校いじめ対策委員会を支援する組織として「学校サポートチーム」を置く。

#### ② 所掌事項

ア いじめ未然防止対策に関すること。

イ 家庭・地域との連携によるいじめの未然防止対策に関わること。

ウ いじめ発生時における具体的な対応に関すること。

エ いじめ発生時における家庭・関係機関との連携にかかわること。

#### ③ 会議

学校運営連絡協議会と兼ね、年3回、定例会議を行う。

#### ④ 委員構成

校長、副校長、主幹教諭、保護者、PTA会長、学校運営連絡協議会委員、民生児童委員、主任児童委員、保護司、青少年委員、子育て支援総合センター職員、児童相談所児童福祉司、警察職員（スクールサポーター含む）

## 4 段階に応じた具体的な取組

### (1) 未然防止のための取組

#### ① 指導の重点

- ア 自尊心や自己有用感を高める人権教育や道徳教育、キャリア教育を行う。
- イ 道徳等を通して、人としての生き方や児童の問題解決能力を高めていく。
- ウ 自己の役割や責任を自覚し、互いの関係や絆を深める異年齢集団による活動を行う。
- エ いじめが起きないように規律ある学級や学校を作る。このため、生活や学習のきまりを徹底する。
- オ 毎週1回、生活指導夕会で情報交換を行い、全教職員が全児童の学級担任である自覚をもって、共通した指導を行う。
- カ 見通しのある授業、視覚的に工夫されている授業、交流のあるわかる授業を行い、考える力を向上させる。
- キ インターネットを通じて行われるいじめが発生しないように、情報モラルの教育を徹底し、道徳の授業の充実やSNS 東京ノートの活用を進める。
- ク 児童がいじめ防止講座（道徳地区公開講座等）で学び、主体的に考え、児童自身がいじめ防止を訴えるような取り組みを推進する。
- ケ 「ふれあい月間」でいじめの問題を取り上げたり、教育相談や話し合い活動等で不安や悩みの解消をしたりする。

#### ② 保護者との連携

- ア 個人面談、保護者会、学校公開を定期的に行い、児童の家庭での様子を知り、保護者と情報を共有する。
- イ スクールカウンセラーを活用した教育相談を一層進める。
- ウ いじめ防止のための啓発活動を推進する。
- エ 「自分自身を大切にする」「相手を大切にする」「自分たちの生活を大切にする」など、健全育成のより一層の推進を図るとともに、いじめや不登校等の解決を図る。

#### ③ 「ふれあい月間」としての具体的な取組

- ア 校長講話
  - ・いじめを絶対に許さないこと、いじめられている子を菊川小学校の教職員は全員で守ること、自ら命を絶ってはいけないこと等について理解させる。
- イ 人権に関わる道徳授業の実施
  - ・どのような理由があっても、いじめは絶対に許される行為ではなく、根絶しなければならないということを理解させる。
  - ・身近な問題であるいじめについて考えさせ、自分の人権の大切さを理解し、さらに自分と同様、他の人の人権も大切であることを理解させる。
- ウ 週目標の設定
  - ・ふれあい月間中、いじめ撲滅に関わる週目標を掲げる。目標を達成できるように各学級で朝の会、帰りの会等で日常的に具体的に指導する。
  - ・正しい言葉遣いと思いやりをもった行動等ができるようにする。週の終わりには自分の言動を振り返らせ、よかったところ、欠けていたところを考えさせ、次週に生かすことができるようにする。
- エ 挨拶運動月間の設定
  - ・登校時、計画委員や上級生が校門に立ち、挨拶等、温かい言葉かけをすることによって児童の心の安定を図る。（児童・保護者・地域の意識を啓発させるため校舎内に標語ポスターを掲示）

### (2) 早期発見のための取組

#### ① 保護者及び関係官庁等との連携による早期発見のための取組

- ア 保護者等との連携
  - 個人面談・保護者会・学校公開などあらゆる機会を通じて、保護者（近隣住民含む）などとの情報共有に努め、早期発見に取り組む。
- イ 関係官庁等との連携
  - 教育委員会・スクールカウンセラー・警察・児童相談所などとの連携を強化するよう努め、早期発見に取り組む。

- ② その他の取組
  - ア 児童の言動に留意する。
  - イ 児童又は保護者から定期的又は状況に応じ必要な場合は、調査（アンケート含む）等を行う。（6月、10月、2月のふれあい月間には調査を行う。）
  - ウ i-check（アイチェック）を行い、指導に活用する。
  - エ その他、いじめ対策委員会が必要と判断した取組（個別ヒアリング含む）等を行う。
  - オ 学校は月1回、いじめの有無について墨田区教育委員会に対して報告を行う。
- ③ 早期発見のための年間計画（別添 年間計画 参照）

### （3）早期対応のための取組

- ① 学校いじめ対策委員会を核として対応する。
  - ア 把握した情報に基づき、検証・確認等を行い、事実を把握する。
  - イ 前記「ア」により、いじめの可能性が高い場合、実態把握・状況把握に努め、役割分担を明確化する。
- ② 被害の子供、加害の子供・その他関係児童に対する取組
  - ア 保護者と連携して、児童らの安全確保と心のケアに努める。
  - イ 保護者と連携して、加害の子供に対する継続的な指導の取組を行う。
  - ウ 学校いじめ対策委員会が必要と認めた場合、行政・司法機関の助言などを求め取り組む。
- ③ 墨田区教育委員会・関係機関との連携
  - ア 墨田区教育委員会へ報告し、墨田区教育委員会による支援を受ける。
  - イ 学校サポートチームを通じた警察・児童相談所との連携・協力を図る。
- ④ 保護者・地域との連携
  - ア いじめ対策保護者会の開催やPTAを活用した取組を行う。

### （4）重大事態への対処

墨田区いじめ防止対策推進条例に基づき第三者委員会を発足させて、事態の把握及び対策を講ずる。

- ① 被害の子供の保護・相談援助
  - ア 被害の子供に対して複数の教員によりマンツーマンで保護する。
  - イ スクールカウンセラーによるケアを行う。
  - ウ スクールソーシャルワーカーによる家庭訪問を通じた家庭への相談援助を行う。
  - エ 適応指導教室への通級等を検討する。
- ② 加害の子供への働きかけ
  - ア 別室での学習を実施する。
  - イ 警察への相談・通報を行う。
  - ウ 懲戒や出席停止を墨田区教育委員会と協議する。
  - エ 加害の子供とその保護者に対する指導を行う。
- ③ 墨田区教育委員会・関係機関との連携
  - ア 墨田区教育委員会へ報告し、連携を図る。
  - イ 児童相談所の福祉機関や医療機関と連携を図る。
  - ウ 東京都教育委員会のいじめ等の問題解決支援チームを活用する。
  - エ 墨田区教育委員会のいじめ防止対策支援員を配置する。
- ④ 保護者・地域との連携
  - ア いじめ対策緊急保護者会を開催する。
  - イ PTAと連携する。
  - ウ 民生児童委員等と連携する。
- ⑤ いじめ防止対策推進法に基づく対応
  - ア 法第28条に基づく調査を行う。
  - イ 法第30条に基づく再調査を行う。

## 5 教職員研修計画

- （1）職員会議・職員研修等で「菊川小学校いじめ防止基本方針」を徹底する。
- （2）研修会を実施し、教職員の意識改革を図り、指導力を向上させる。

## 6 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

- (1) P T A役員会での啓発を行う。
  - ・いじめを撲滅するために家庭の危機意識の醸成、意識の啓発をする。
- (2) ホームページ、学校だより、学年だより等による啓発活動を実施する。
  - ・いじめ撲滅に対する学校の取組、児童への関わり方について周知する。

## 7 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

- (1) 学校運営連絡協議会、連合子供会後援会等での啓発を行う。
  - ・いじめを撲滅するために地域の危機意識の醸成、意識の啓発をする。
  - ・児童を見守るとともに、積極的に挨拶等の声かけを依頼する。
- (2) ホームページ、学校だより、学年だより等による啓発活動を実施する。
  - ・いじめ撲滅に対する学校の取組、児童への関わり方について周知する。

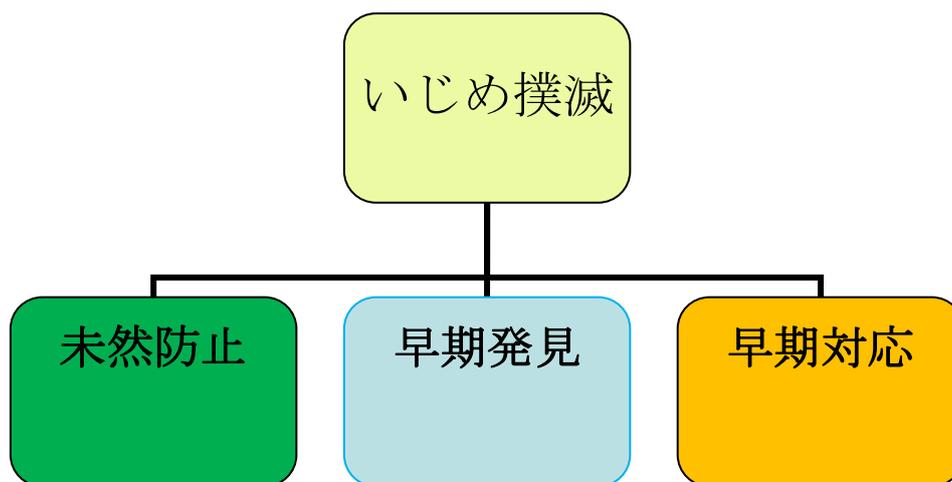
## 8 学校評価及び基本方針改善のための計画

- (1) 毎年、全校児童及び保護者が、学年末にいじめ防止対策について学校評価を行う。
- (2) 毎年、学校運営連絡協議会が、学年末にいじめ防止対策について学校評価を行う。
- (3) 前記(1)、(2)の学校評価を受けて、いじめ防止対策の改善を図る。

(別添) 年間計画抜粋 (以下修正しています)

4月	・学校教育目標に基づき、学年目標と学級目標を決定する。 ・生活指導部指導方針と指導内容の確認を行い、月ごとの生活目標を定める。
6月	・「アイチェック」 墨田区教育委員会へ報告 ・生活指導全体会 (自己認識、社会性、学級環境、生活・学習習慣調査) ・「ふれあい月間 学校生活のアンケート」(第1回) 対象: 全学年 (悪口・無視・暴言・暴力の有無、友達との関係に関する調査)
11月	・「ふれあい月間 学校生活のアンケート」(第2回) 対象: 全学年
2月	・「ふれあい月間 学校生活のアンケート」(第3回) ・「ふれあい月間 学校シート」の評価・改善

※「学校生活のアンケート」の実施と聞き取り(個人面談)により、いびつな人間関係、児童の悩み等、いじめを早期に発見し、指導に生かす。学年、全職員で情報を共有し、生活指導部を中核として指導にあたる。



「いじめは決して許されないこと」「いかなる理由があろうとも自ら命を絶ってはいけないこと」「菊川小学校のすべての職員は、いじめられている子供を徹底して守り通すこと、いじめられている側に立つこと」等、子供たちに力強く伝え、浸透させる。

毅然とした態度と言葉で指導を徹底する。全教職員で一貫した指導を展開する。